

令和3(2021)年度東京大学大学院総合文化研究科 博士後期課程入学試験(9月入学希望者)における主な変更点について

標記の入学試験における新型コロナウイルス感染症への対応のための主な変更点は、下記のとおりである。詳細については、学生募集要項・入学試験案内等により確認すること。

1. 出願資格について

出願資格第10号により出願しようとする者が、個別の入学資格審査の申請を所定の期間(令和2(2020)年4月21日(火)～4月24日(金))に行うことができなかった場合は、出願時に個別の入学資格審査の申請を行うことを認める。

2. 選抜方法について

- (1) 学力試験において、筆記試験(外国語及び専門分野)は実施しない。生命環境科学系では、筆記試験に代えて、出願課題を課す。
- (2) 口述試験は、オンラインにより行う。

3. 出願手続について

出願資格第2号から第10号により出願をしようとする者は、出願書類の郵送による提出に加えて、オンラインにより出願者情報の登録を行う必要がある。

4. 注意事項について

- (1) 事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、本研究科ホームページ(URL <https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/admission/master-doctor/index.html>)に情報を掲載するので、随時確認すること。
- (2) 出願書類において虚偽の記載や偽造が発見された場合、ならびに試験において不正行為があったことを示す明確な証拠が出てきた場合は、合格後、及び入学後においても遡って入学を取り消すことがある。